

(仮訳)

第5回閣僚会議のための準備

カンクン閣僚会議文書案

改訂

別添の改訂カンクン閣僚会議文書案は、事務局長との緊密な協力の下、一般理事会議長の責任の下に配布される。本文書は、8月25日の週に予定される一般理事会会合で議論される。本文書は、この段階でどの部分も合意されたものでなく、また、いかなる論点に対するいかなる国の立場をも予断するものではない。

カンクン閣僚会議文書案

1. 我々は、ドーハで我々が行った宣言及び決定を再確認する。我々は、ドーハで合意した作業計画の実行に向けてなされてきた進展を認識し、作業計画の完遂を再約束する。我々は、また、ドーハで立ち上げた交渉を2005年1月1日までに成功裡に終結するという我々の決意を新たにする。

2. これらの目的の遂行のため、我々は以下に合意する。

3. ~4. (略)

(非農産品市場アクセス交渉)

5. 我々は、ドーハ閣僚宣言パラ16の非農産品市場アクセス交渉マンデートに係る約束を再確認する。我々は、これに関して、交渉グループによる市場アクセスに係る進展を認識し、ドーハの目的を本交渉のモダリティに反映するための作業を加速することに合意する。この目的のため、我々は、本文書の附属書Bの非農産品交渉モダリティの枠組みを採択する。我々は、モダリティの確立作業を[...]までに終結するとともに、合意された期日までに交渉を終結することを確保するために必要なさらなる一歩を進めるため、交渉グループに指示する。

6. ~28. (略)

附属書B

非農産品市場アクセスのモダリティ確立に向けた枠組

1. 我々は、非農産品市場アクセス交渉は、特に開発途上国の輸出関心品目を中心に、タリフ・ピーク、高関税及びタリフ・エスカレーションの削減又は撤廃を含めた関税、及び非関税措置の削減、または適切な場合には、撤廃を目指していることを再確認する。我々はまた、モダリティの不可欠な部分として、特別かつ異なる扱い及び削減約束における相互主義の軽減の重要性を再確認する。
2. 我々は、市場アクセス交渉グループにおける実質的な作業及び交渉モダリティの合意に向けた進展を認識する。我々は、モダリティの要素議長案(TN/MA/W35/Rev. 1)に関して建設的な対話が行われていることに留意するとともに、この文書を、交渉グループの将来の作業のための参考として使用する意図を確認する。我々は、交渉グループに対し、ドーハ閣僚宣言パラグラフ16、及び、同パラグラフで言及されている1994年ガット第28条の2の関連諸規定及びドーハ閣僚宣言第50条での引用諸規定のマンデートに従い、下記の記述に基づき作業を進めることを指示する。
3. 我々は、フォーミュラアプローチが、関税削減並びにタリフピーク、高関税及びタリフエスカレーションの削減又は撤廃の鍵となることを認識する。我々は、交渉グループが、削減約束における相互主義の軽減を含む方法を通じて途上国及び後発開発途上国メンバーの特別の必要及び関心を十分考慮しつつ、個別品目毎に適用される非定率的なフォーミュラについての作業を継続すべきであることに合意する。
4. 我々は、更に、フォーミュラに関する以下の要素について合意する：
 - 交渉対象品目は包括的であり、かつ、あらかじめ例外品目を設けてはならない
 - 関税削減又は撤廃は、現行の譲許が完全に履行された後の譲許税率を基準としなければならない。ただし、非譲許品目に関しては、関税削減の基準税率は、基準年における最恵国待遇実行税率の〔2〕倍とする
 - 最恵国待遇実行税率の基準年は、2001年とする（11月14日時点）
 - ウルグアイラウンド合意以降にWTOの最恵国待遇の水準で関税が譲許されたことを条件に、自主的自由化に対し、クレジットが与えられなければならない
 - 従量税については、別途決定される方法に基づき従価税に換算し、従価税で譲許する
 - 輸入データの参考期間は1999年から2001年とする

5. 我々は更に、例外として、非農産品の譲許率が〔35〕%以下の参加メンバーについては、フォーミュラによる関税削減が免除されることに合意する。その代わりに、我々は、これらのメンバーが、現行の譲許が完全に履行された後の全ての途上国の平均譲許税率を超えない平均水準で、非農産品の〔100〕%を譲許することを期待する。
6. 我々は、撤廃又は調和を目的とする分野別関税部分が、特に開発途上国の輸出関心品目についての関税の削減又は撤廃に関するドーハ閣僚宣言パラグラフ16の目的を達成するためのもう一つの鍵となる要素であることを認識する。我々は、これを効果づけるには、全ての参加国による参加が重要であろうと認識する。そのため、我々は、交渉グループが、途上国メンバーに対する柔軟性についての適切な規定を含むそのような〔訳注：分野別関税〕部分に関して議論を継続することを奨励する。
7. 我々は、途上国メンバーが、関税削減に関してより長い実施期間を与えられることに合意する。加えて、これらのメンバーは、メンバーの輸入額の〔5〕%を超えないことを条件として、タリフ・ラインの〔5〕%までを、例外として、非譲許として維持すること、又は、フォーミュラによる削減を適用しない柔軟性が与えられる。我々は更に、この柔軟性が関税分類の一つの類全体を除外することには使われないことを合意する。
8. 我々は、後発開発途上国メンバーが、フォーミュラの適用や分野別アプローチへの参加を求められないことに合意する。しかしながら、このラウンド交渉への貢献の一部として、譲許率を実質的に向上することが期待される。更に、後発開発途上国の多角的貿易体制への統合を強化し、生産・輸出基盤の多様化を支援する必要性を認識し、〔・・〕年までに、我々は、先進国メンバー及びそのような決定を行うその他のメンバーが、後発開発途上国の非農産品に対して無税無枠の市場アクセスを自主的に付与することを要請する。
9. 我々は、新規加盟国がその加盟にあたり広範な市場アクセスの約束を行っていること、また多くの場合、段階的な関税削減を実施中であることを考慮し、新規加盟国が関税削減に関する特別の規定を必要としていることを認識する。我々は、交渉グループに対し、これらの規定の作成を指示する。
10. 我々は、関税に関するコアモダリティに関して合意に至るまでの間、ゼロゼロによる分野別撤廃、分野別ハーモナイゼーション及びリクエスト・オファーなどの補完的モダリティの可能性が開かれておくべきであることに合意する。加えて、我々は、参加メンバーに対し、低関税の撤廃について検討することを求める。
11. 我々は、非関税障壁が、交渉の不可欠な部分であること認識するとともに、非関税

障壁に関する作業を強化することを参加メンバーに求める。特に、全ての参加メンバーが2003年10月31日までに非関税障壁の通報を行い、非関税障壁の特定、精査、分類そして最後には交渉を行うことを促す。我々は、交渉における非関税障壁に対処するモダリティが、リクエスト・オファー、水平的アプローチ、垂直的アプローチを含み得ること、及び、途上国及び後発開発途上国メンバーに対する特別かつ異なる扱いの原則を十分考慮すべきことに留意する。

- 1 2. 我々は、適切な研究及び能力開発措置が、合意されるモダリティの不可欠な部分でなければならないことを認識するとともに、この文脈において、我々はまた、これらの作業が既に行われてきていることを認識し、メンバーが、交渉への参加を向上させるための課題の特定を継続することを促す。
- 1 3. 次の重要事項は更に検討されなければならない：非相互的特恵の浸食、及び関税収入への高依存。